

汚染された物」と定義され、さらに同条中の「放射性同位元素」については同法2条2項、同法施行令1条、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示5号)1条及び別表1等で定義されている。

この定義によれば、例えばセシウム134とセシウム137については、いずれも1万ベクレル/キログラムを超える濃度でなければ放射性同位元素には当たらないが、被告北九州市が処理する災害廃棄物は、セシウム134とセシウム137の濃度が合計で100ベクレル/キログラムを下回るものに限るため、到底その水準には達しない。

にもかかわらず、原告らが、被告北九州市が処理する災害廃棄物について、同法の放射性汚染物に該当すると主張する理由を明らかにされたい。

- (4) 原告らは、試験焼却について、「多数の放射性物質(核種)のうち、セシウム134・137しか測定対象にしない、杜撰極まりないものであった」(7ページ(4)③)と主張するが、セシウム134及びセシウム137以外に、どのような放射性物質が含まれていると主張するのか明らかにされたい。
- (5) 訴状第2の6において、原告らは、「有害物質を拡散させないために廃棄物が生じたところで処理する、そして放射能は拡散させずに閉じ込める、これが原則である」(11ページ6(1))と主張するが、そのように言える理由を明らかにされたい。
- (6) 原告らは、その主張に係る「希釈禁止の原則」が国際的合意である旨主張するが(11ページ同)、具体的にどの国がどのような形で合意しているのか明らかにされたい。
- (7) 仮に「希釈禁止の原則」なるものが存在するとしても、その内容は「厳重な防護措置を取ることを避けるために、汚染された食品や廃棄物を、汚染されていないものと混ぜて『危険でない』とすることは禁止されている。」(甲15号証)という限定的なものとしてされているにもかかわらず、なぜ広域処理等が当該原則に違反すると言えるのか、その理由を明らかにされたい。

- (8) ドイツ放射線防護協会(11ページ 6(2))とはいかなる団体か明らかにされたい。
- (9) 原告らは、「埋め立て処分よりも格段に汚染が拡大する、焼却処分」(13ページ中段)と主張しているが、その理由を明らかにされたい。
- (10) 訴状第2の9において、原告らは、インターネットの書き込みを監視する体制を作ること「憲法に違反する重大な違法行為である」(17ページ9(3))と主張するが、日本国憲法のいずれの条項に違反すると主張するのか明らかにされたい。

#### 第4 被告の主張

原告らは訴状において、殊更、被告北九州市が相被告宮城県から災害廃棄物を受け入れる理由は、北九州市長の利権とメンツのためであると主張する(訴状4ページ(3)、8ページ(3)、21ページ5行目)。しかしながら、原告らのこれらの主張は明白に事実と反するものである。以下、裁判所の理解の意味も含め、被告北九州市の災害廃棄物受入れに至る経緯について説明する。

##### 1 国における経緯について

- (1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波被害が特に大きかった岩手、宮城、福島3県においては、環境省の推計(平成24年5月21日現在)によれば、岩手県525万トン、宮城県1154万トン、福島県201万トン、3県の合計では約1880万トンに上る災害廃棄物が発生した。これは、各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比較すると、岩手県で約12年分、宮城県で約14年分、福島県で約3年分に相当する膨大な量である。このため、被災地では災害廃棄物の処理が復興に向けての最優先課題となっている。
- (2) 震災発生以降の災害廃棄物の処理について、環境省は、震災直後から被災地に職員を派遣し、現状把握に努めるとともに、3月11日には緊急災害対